

労働基準関係法令違反に係る公表事案

石川労働局

最終更新日：令和8年1月30日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	
(有) 渡瀬建設	石川県鳳珠郡	R7. 2. 3	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条	高さ約2メートルの屋根上で、要求性能墜落制止用器具を使用させることなく労働者に作業を行わせたもの	R7. 2. 3送検
個人事業主	福岡県北九州市	R7. 3. 18	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条	公費解体現場における高さ約2メートルの屋根上で、要求性能墜落制止用器具を使用させることなく労働者に作業を行わせたもの	R7. 3. 18送検
(株) 一真	石川県金沢市	R7. 8. 1	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生法施行令第13条	労働者に厚生労働大臣が定めるクレーン構造規格に掲げるコントローラーの構造を具備しないクレーンを使用させたもの	R7. 8. 1送検
石川可鍛製鉄(株)	石川県かほく市	R7. 11. 28	労働安全衛生法第22条 粉じん障害防止規則第27条	有効な呼吸用保護具を使用させることなく、金属研磨作業を行わせたこと。	R7. 11. 28送検
(株) アールシー開発	石川県白山市	R7. 12. 4	労働安全衛生法第61条 労働安全衛生法施行令第20条	無資格の労働者に解体用機械を運転させたもの。	R7. 12. 4送検